

# アルコールチェッカー機器導入促進助成金交付要綱

平成14年11月1日制定  
公益社団法人宮城県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)が行う飲酒運転及び酒気帯び運転の防止対策の一環としてアルコールチェッカー機器の導入と普及促進を図るため、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たにアルコールチェッカー機器を購入するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

## (助成対象機器及び助成額等)

第3条 助成金交付対象機器、助成金額及び限度数量は次のとおりとする。

### (1) ハンディータイプ

1機あたりの購入価格(消費税を除く)の2分の1する。ただし1機あたりの上限を5千円とし、1事業者につき5機を限度とする。

### (2) 卓上タイプ

① ALC-miniⅢ、ALC-miniⅣ、ALC-PROⅡ(東海電子)、ST-3000(サンコーテクノ)、AC-007ST、AC-011(東洋マーク)、フーゴプロ、アルコテスト5820(ミドリ安全)及びこれらと同等の機能を有すると宮ト協が認めたアルコールチェッカー。

② 1機あたりの購入価格(消費税を除く)の2分の1する。ただし1機あたりの上限を5万円とし、1事業者につき3機を限度とするが、同一事業所には1機を限度とする。なお、助成対象には、別売りとしているプリンター、パソコン、ロール紙等、周辺機器や用品は含まない。

(3) 当該機器が、「安全装置等導入促進助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金は交付しない。

## (助成金請求受付期間)

第4条 助成金請求の受付期間は、2020年4月1日から2021年2月26日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

## (助成金の請求)

第5条 第3条に規定するアルコールチェッカー機器を受付期間中に購入したとき、様式1の「アルコールチェッカー機器導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により、助成金の請求をする。

## (助成金交付)

第6条 宮ト協は、前条の購入報告及び交付請求書の提出があつたときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

## (助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還

を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分の制限)

第8条 事業者は、交付対象となった卓上タイプ機器が設置の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2020年4月1日から施行する。